

○豊中市伊丹市クリーンランド係設置規程

制定 平成27年3月24日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則（昭和38年組合規則第2号。以下「規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、係の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置要件等)

第2条 係は、規則第2条第1項に規定する課において分掌する事務を合理的かつ効率的に処理することができる場合に限り、設置することができる。

2 係は、原則として3名以上の職員で構成しなければならない。

3 職員は、複数の係に属することはできない。

(係の設置手続)

第3条 事務局長は、課の業務を分掌させるため係を設置しようとするときは、次に掲げる事項を定め、管理者に報告するものとする。

(1) 係の名称

(2) 係の設置年月日

(3) 係の所掌事務

(4) 係の構成職員数

(係の廃止)

第4条 前条の規定は、係を廃止する場合について準用する。

(任命)

第5条 係長は、管理者が任命する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、係の設置に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。